



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1

### 告 示

- 自衛官及び自衛官候補生の募集（市町村課）…………… 5
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付の通報（畜産課）…………… 5
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 9
- 河川区域の変更による廃川敷地等の発生（河川課）……………10
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）……………10

### 選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………10
- 名護市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………11
- 名護市長選挙及び名護市議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………14

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定……………16
- 公示による通知……………17

### その他

- 沖縄県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告……………17

## 規 則

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第59号

#### 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中

「  

(理 由)

  
 」を

「  
 理 由  
 」

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に

改める。

第13号様式中

理 由

を

理 由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に

改める。

第15号様式中

備	考
---	---

を

備 考

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改める。

第19号様式中

理 由

理 由

(教示)

1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改める。

第23号様式中

理 由

を

理 由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に

改める。

第33号様式中

「〔理 由〕

を

理 由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第294号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成30年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成30年7月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区分、募集期間、試験期日、試験場の位置及び試験場の名称

区分	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
一般曹候補生	平成30年7月1日から同年9月7日まで	平成30年9月21日から同月23日までのいずれか選択する日	名護市字宮里452番地3	名護地方合同庁舎
			うるま市安慶名一丁目8番地1号	うるま市健康福祉センターうるみん
			那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
			久米島町字宇江城山田原2064番地1	航空自衛隊久米島分屯地
			宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎
航空学生	平成30年7月1日から同年9月7日まで	平成30年9月17日	那覇市前島3丁目25番地39号	沖縄県水産会館
			宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎
自衛官候補生	平成30年7月1日から同年9月7日まで	平成30年9月21日から同月23日までのいずれか選択する日	名護市字宮里452番地3	名護地方合同庁舎
			うるま市安慶名一丁目8番地1号	うるま市健康福祉センターうるみん
			那覇市字鏡水679番地	陸上自衛隊那覇駐屯地
			久米島町字宇江城山田原2064番地1	航空自衛隊久米島分屯地
			宮古島市平良字下里1016番地	平良地方合同庁舎
			石垣市字登野城55番地4	石垣地方合同庁舎

2 その他 詳細については、自衛隊沖縄地方協力本部（電話番号098-866-5457）まで問い合わせること。

沖縄県告示第295号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成30年7月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称

31847040001	豚	その他	チクケンアグー532	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040002	豚	その他	チクケンアグー533	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040003	豚	その他	チクケンアグー534	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040004	豚	その他	チクケンアグー535	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040005	豚	その他	チクケンアグー538	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040006	豚	その他	チクケンアグー432	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040007	豚	その他	チクケンアグー430	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040008	豚	その他	チクケンアグー437	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040009	豚	その他	チクケンアグー433	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040010	豚	その他	チクケンアグー436	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040011	豚	その他	チクケンアグー058	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040012	豚	その他	チクケンアグー061	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040013	豚	その他	チクケンアグー062	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040014	豚	その他	チクケンアグー180	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040015	豚	その他	チクケンアグー188	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040016	豚	その他	チクケンアグー258	黒	級外	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10146451865	牛	黒毛和種	勝群星	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10834648096	牛	黒毛和種	福福波	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11252839905	牛	黒毛和種	光北福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10270278376	牛	黒毛和種	勝美福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10852957972	牛	黒毛和種	球美乃花	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
10847752049	牛	黒毛和種	桜大福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

11336907803	牛	黒毛和種	百合桜	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11336921748	牛	黒毛和種	北福久	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11359125475	牛	黒毛和種	富士久	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11357525253	牛	黒毛和種	茂北福	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11359061704	牛	黒毛和種	豊忠勝	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11409147853	牛	黒毛和種	美国茂	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11374165357	牛	黒毛和種	百合北	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11445932222	牛	黒毛和種	北百合平	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11445858416	牛	黒毛和種	勝久平	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11529402863	牛	黒毛和種	百合哲	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11437800317	牛	黒毛和種	西照久	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11487647863	牛	黒毛和種	美津忠平	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11373991957	牛	黒毛和種	照百合守	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11389677463	牛	黒毛和種	美華宗春	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11413782842	牛	黒毛和種	豊百合勝	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
31847040017	豚	デュロック種	ミスサリーオキカイ10009	褐	2級	南城市	株式会社沖縄県食肉センター
31447010003	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1320022	白	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010005	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1520325	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010006	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1530352	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010008	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1640054	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010009	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1620062	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010010	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL1610066	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010001	豚	ランドレース種	オキナワアイランド	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター

		種	ドL 1620117				ンター
31847010002	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL 1650135	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010003	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL 1710004	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010004	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL 1710050	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010005	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL 1720066	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010006	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL 1710074	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010007	豚	ランドレース種	オキナワアイランドL 1720080	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31547010010	豚	大ヨークシャー種	クロデーアベルオキカイ10017	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31647010006	豚	大ヨークシャー種	マルトアロンオキカイ20066	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31647010005	豚	大ヨークシャー種	チャンピオンアロンオキカイ20072	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010015	豚	大ヨークシャー種	チャンピオンアイリスオキカイ10100	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010016	豚	大ヨークシャー種	チャンピオンアロンオキカイ30112	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010008	豚	大ヨークシャー種	レデークロデーオキカイ20143	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010009	豚	大ヨークシャー種	クロデーレデーオキカイ10191	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010010	豚	大ヨークシャー種	ミヤボクアロンオキカイ60117	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010011	豚	大ヨークシャー種	ミヤボクアロンオキカイ40135	白	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010012	豚	大ヨークシャー種	クロデーチャンピオンオキカイ20831	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31647010009	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ20023	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31647010010	豚	デュロック種	マシーブシムコオキカイ20038	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31647010011	豚	デュロック種	シムコサリーオキカイ10048	褐	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010019	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ30039	褐	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010020	豚	デュロック種	シムコマシーブオキカイ20047	褐	特級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31747010021	豚	デュロック種	ボールドマシーブオキカイ20386	褐	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター



31847010013	豚	デュロック種	ミスシムコオキカイ40147	褐	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010014	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ50181	褐	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010015	豚	デュロック種	サリーマシーブオキカイ40205	褐	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010016	豚	デュロック種	ボールドシムコオキカイ10023	褐	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010017	豚	その他	オキカイ17251	黒	級外	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31847010018	豚	その他	オキカイ17252	黒	級外	国頭村	沖縄県家畜改良センター
11384592716	牛	黒毛和種	天昇舞鶴	黒	2級	多良間村	仲筋和正
11477423385	牛	黒毛和種	西表百合	黒	2級	竹富町	仲島隆史
11501109452	牛	黒毛和種	住吉115	黒	2級	竹富町	平良功一
11207812946	牛	黒毛和種	天佑	黒	1級	竹富町	宮良当皓
11374827286	牛	黒毛和種	芳鶴丸	黒	2級	与那国町	農業生産法人株式会社真嘉牧場
10830665479	牛	黒毛和種	第7神桜	黒	2級	石垣市	伊良部正人
11027570705	牛	黒毛和種	菊平茂勝	黒	2級	石垣市	宮良永美
11361789016	牛	黒毛和種	北平安7	黒	2級	石垣市	農業生産法人有限会社牛種子牧場
11420123331	牛	黒毛和種	丸宮福	黒	2級	石垣市	有限会社石垣島きたうち牧場
11253011836	牛	黒毛和種	北福勝	黒	2級	石垣市	小波本牧場
11345299821	牛	黒毛和種	龍之国	黒	2級	石垣市	久宇良牧野組合

### 沖縄県告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年7月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡金武町字金武先謝原10852番（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
  - (3) 解除の理由 公園用地とするため
  - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡金武町字金武先謝原10868番（次の図に示す部分に限る。）、10908番1、10908番3
  - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
  - (3) 解除の理由 道路及び公園用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第297号**

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成30年7月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 河川の名称 国場川水系饒波川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成30年7月6日
- 3 廃川敷地等の位置
  - (1) 豊見城市字高安西原549番2地先河川敷
  - (2) 豊見城市字高安前原442番2地先河川敷
  - (3) 豊見城市字高安高安原1番3地先河川敷
  - (4) 豊見城市字高安高安原10番1地先河川敷
  - (5) 豊見城市字高安高安原14番1地先河川敷
  - (6) 豊見城市字高安高安原15番地先河川敷
  - (7) 豊見城市字高安高安原里道地先河川敷
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
  - (1) 土地1,161.34平方メートル
  - (2) 土地6,809.01平方メートル
  - (3) 土地185.56平方メートル
  - (4) 土地1,210.68平方メートル
  - (5) 土地96.50平方メートル
  - (6) 土地648.00平方メートル
  - (7) 土地1,267.49平方メートル

**沖縄県告示第298号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年7月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字真栄里及び字大浜（旧空港跡地とその周辺地域）
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年7月1日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（3・4級基準点測量、3・4級水準点測量及び現況測量）

## 選挙管理委員会事項

**沖縄県選挙管理委員会告示第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成30年沖縄県選挙管理委員会告示第8号は、廃止する。

平成30年7月6日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,172

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,821

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,504
うるま市選挙区	32,278
沖縄市選挙区	36,733
宜野湾市選挙区	25,574
浦添市選挙区	29,698
那覇市・南部離島選挙区	89,981
豊見城市選挙区	16,273
島尻・南城市選挙区	34,510
糸満市選挙区	15,916
宮古島市選挙区	14,918
石垣市選挙区	14,536
国頭郡選挙区	18,346
中頭郡選挙区	40,924

#### 沖縄県選挙管理委員会告示第11号

当委員会は、平成30年2月4日執行の名護市長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年7月6日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県名護市大北二丁目9番7号

審査申立人 渡具知 武明

沖縄県名護市字振慶名106番地

審査申立人 屋比久 稔

上記審査申立人ら（以下「申立人ら」という。）から、平成30年4月5日をもって提起された同年2月4日執行の名護市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人らは、本件選挙における選挙の効力に関し、平成30年2月19日をもって名護市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年3月16日、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月19日申立人らに送達された。

申立人らは、同年4月5日、これを不服として当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをした。

その理由及び主張するところを審査申立書、反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

#### 1 ビラの頒布に関する違反

本件選挙において、選挙の前日である平成30年2月3日の新聞に同一紙面で掲載された渡具知武豊候補者（以下「渡具知候補」という。）の選挙運動用の新聞広告及び確認団体の政治活動用の新聞広告がビラで作成され、選挙当日に是正措置をとり得ない時間帯を利用して、組織的に選挙区内に投函された。

当該ビラは確認団体が発行元であり、候補者名を記載すること及び当該ビラに許可証紙が貼られていないことは違法である。

また、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第142条の規定には「選挙運動に

使用する文書図画には、次の各号に規定する通常葉書並びに第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。」とあり、しかも公選法第142条第6号には「指定都市以外の市の選挙にあっては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書8,000枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ16,000枚」と明確にうたわれている。

そして、原決定において、市委員会が当該ビラを違法ビラと認めながらも是正措置や指導・勧告を行わなかったことは、選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に明らかに違反するものである。

## 2 ウェブサイト等による文書図画の頒布に関する違反

本件選挙において渡具知候補の陣営がLINE、フェイスブック及びツイッター（以下「ウェブサイト等」という。）を使った選挙運動を行っているが、投票日付けでの更新は違法である。

そのウェブサイト等に投稿された「この当日の投稿内容は公選法に則り、名護市選管に確認を取って配信しています。」の文言について、市委員会は、担当間の意思の齟齬、勘違いとして行ったとその瑕疵を認め、申立人らが選挙当日に要請した緊急申し入れを受けて渡具知候補の選挙事務所へ直接出向いて削除依頼を行い、その結果としてウェブサイト等のうち、フェイスブック及びツイッターの投稿は削除された一方で、LINEのトーク履歴については投稿者によると技術的に削除はできなかった旨原決定に明記している。

しかし、そもそも市委員会が選挙当日のウェブサイト等の更新は違反であるとしながら、要請のあった緊急申し入れを受けて市委員会の瑕疵を認め、是正措置を行ったこと自体が、選挙管理の任にある機関として選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に明らかに違反したことを推認させるものである。

また、あわせて市委員会は、更新されたウェブサイト等を見ることができる選挙人は限定的なものと解され、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたものでなく、当該違反により本件選挙の結果に異動を及ぼすおそれが生じたとは認められないとしている。

これについても、近年のウェブサイト等いわゆるSNSにおけるネットワークの構築は超高速度で巨大な拡散能力を有すると言われており、限定的とは必ずしも言い切れない。

### 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人らに補正を命じたところ、申立人らから補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書を提出させ、申立人らにはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、選挙の効力を争う争訟において、いかなる場合に選挙が無効とされるかは、公選法第205条第1項に規定されるように、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（最高裁判所昭和60年（行ツ）第181号昭和61年2月18日第三小法廷判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう」（最高裁判所昭和29年（オ）第153号同年9月24日第二小法廷判決）とされている。

これらを踏まえ、当委員会が行った審理の結果は次のとおりである。

### 1 審査の申立ての理由1について

公選法第142条の規定では、指定都市以外の市長の選挙において、候補者は、当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ16,000枚のほかは、選挙運動のために使用するビラを頒布

することができないとされている。

また、公選法第201条の9第1項第6号の規定では、市長選挙の選挙期間において、確認団体は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内を除き、政治活動のために使用するビラを頒布することができないとされている。

そこで、市委員会から提出を受けた本件選挙における渡具知候補及びその確認団体の届け出たビラ等を確認したところ、申立人らが提出したビラは公選法第142条又は第201条の9第1項第6号の規定に基づき市委員会に届け出たものではなかった。そのため、当該ビラが本件選挙期間において、選挙運動又は政治活動のために頒布されることは認められない。

しかし、市委員会が当該ビラの頒布に対する是正措置や指導・勧告を行わなかったことが選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に違反するとの申立人らの主張については、かような罰則規定違反の行為は刑事事件として裁判所の審理に属するものであり、また、公選法上、当該違法行為に対して選挙管理委員会が撤去命令等の是正措置や指導・勧告を行わなければならないという義務はなく、そのような規定もないことから、市委員会が是正措置や指導・勧告を行わなかったことをもって管理執行の手續に違反したとは認められない。

そして、仮に当該違法行為が行われていたとしても、申立人らから選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたとする根拠や証拠等は示されておらず、本件選挙に関して違法な選挙運動を行ったとして起訴された事実もないことから、申立人らの主張を認めることはできない。

## 2 審査の申立ての理由2について

公選法第142条の3及び第129条の規定では、ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布については、選挙の前日までに頒布されたものを、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることを除き、選挙当日これをできないとしている。

そこで、本件選挙における選挙当日にウェブサイト等の更新を行ったことについて、市委員会から提出のあった弁明書等によると、市委員会は、選挙日前日の平成30年2月3日に渡具知候補の陣営から、選挙当日におけるウェブサイト等に「選挙又は投票へ行こう」の書き込みは可能かとの電話での問い合わせに対し、選挙当日の選挙運動はできない旨回答し、翌日の選挙当日である4日に再度、同一人物から日常会話レベルの天気の話から「投票に行こう」程度のウェブサイト等への投稿は大丈夫かとの問い合わせに対しては、その程度であれば問題ない旨回答し、その結果、渡具知候補の陣営によるウェブサイト等の投稿がなされるに至った。なお、この間、市委員会は当該問い合わせの電話が聞き取りにくい状態であったことから問い合わせ先を正確に把握しないまま、一般市民からの問い合わせであるとの認識の上で回答しており、申立人らの要請の際に初めて、渡具知候補の陣営からの問い合わせであったことを知るに至った。

公選法上、候補者の行うウェブサイト等を利用した選挙運動につき、選挙管理委員会が指導等を行わなければならない義務はなく、そのような規定もないことから、前記市委員会の対応については、管理執行の手續に違反したとは認められないものの、市委員会の行った回答については、問い合わせがどこからなのか正確に把握した後に行う等慎重を期すべきであった。

しかしながら、申立人らが主張するウェブサイト等の巨大な拡散能力については、その拡散能力が選挙に与える影響について、具体的な根拠や証拠等は示されておらず、市委員会も申立人らのウェブサイト等の削除要請を受けた後、ただちに渡具知候補の選挙事務所を訪問して当該投稿の削除を指導する手段を講じており、これらを総合的に考慮すると、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられ、選挙の自由公正を著しく阻害したとまではいえない。

よって、申立人らの主張は認められない。

## 3 結論

以上のとおり、申立人らに係る審査の申立て、すなわち、本件選挙が無効であるとの主張は、いずれもその理由を欠くものであり、認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成30年6月22日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

## 沖縄県選挙管理委員会告示第12号

当委員会は、平成30年2月4日執行の名護市長選挙及び名護市議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年7月6日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

## 裁 決 書

沖縄県名護市大中三丁目14番6-201号

エアーズグリーンマンション

審査申立人 玉榮 典華

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成30年4月9日をもって提起された同年2月4日執行の名護市長選挙及び名護市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、平成30年2月19日をもって名護市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年3月16日、この申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行い、原決定は同月19日申立人に送達された。

申立人は、同年4月9日、これを不服として当委員会に対し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをした。

その理由及び主張するところを審査申立書、反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

## 1 市委員会のホームページに選挙結果が掲載されていないことについて

昨今の選挙は各自自治体の選挙管理委員会のホームページに選挙翌日には選挙結果が掲載され、投票者数、男女別投票者数、無効票数・持ち帰り票数、各候補者の得票数、投票区ごとの投票率等、細かい内容が掲載される。しかし、本件選挙に限っては、それが掲載されていない。

市民に選挙結果を公開できない理由として、管理に瑕疵があった、もしくは、市委員会内部において工作を行った、このいずれかの可能性が残る。そのため、沖縄県選挙管理委員会において、きちんと調査及び審査すべきと考える。

## 2 他人の投票券を持参して複数回投票している者がいる可能性について

本件選挙においては、期日前投票が選挙当日より多く、まれに見る高投票率であった。投票時、本人確認は投票券を持参する者については身分証明書での本人確認は行わないのが常であるが、その方法を悪用し、他人の投票券を持参し複数回投票している者がいる可能性がある。

選挙犯罪については取締りの権限が名護警察署にあるとしても、実際に投票券を持参する人と接するのは警察署ではなく選挙管理委員会の職員であるため、全ての票を筆跡鑑定し、真偽を判定すべきである。

申立人は、過去に沖縄市で2回国政選挙の開票立会人を経験し、1回目と2回目の投票用紙の記載の傾向の違いに非常に不思議に思ったことがあり、そのことから、沖縄市以上に利害関係のある名護市で同様なことが行われている可能性が強いと考える。

## 3 期日前投票所の投票箱の管理について

期日前投票所の投票箱の管理について、投票期間中、監視カメラによる管理がなされていないことから、票の入れ替えが行われても分からない。入れ替えが行われた場合、同じ人が票を書いている、コピーされた票にすり替えられていることが考えられる。

このことについて、原決定によれば、市委員会は、当該投票箱について事務所内の鍵付個室で保管しており、投票用紙について作成枚数、当日セット数、使用数、残数を逐一確認されているとのことであった。

しかし、市委員会に属さない第三者が監視を行っていないことから、万が一、市委員会が不正に手を染めていたならば、期日前投票を入れ替えるのは非常に簡単であり、鍵の管理や票数の確認等を行っても全く意味がないことである。

## 4 第三者の介入について

米国中央情報局（CIA）、ディープステートあるいは軍産複合体（以下「米国等」という。）は日本

の選挙に介入している。また選挙開票機等の選挙用品の製作会社ムサシの株主は安倍晋三である。そして自由民主党清和会は米国等の配下にある。

平成28年6月5日の沖縄県議選において、沖縄県選挙管理委員会でパソコン画面上は正確に入力していたにもかかわらず、設定によって他人へ入力していた、ということがあったが、「選挙は投票する者ではなく開票する者が当選者を決める」という言葉のとおり、開票し集計する者が自分たちの思うように票の計算を操ることができる。しかしながら、票の現物があつた方が開票所の一般の人の目をくらませることができるため、偽票を混入させている。また、これは全国的に行われている行為である。

本件選挙は米国等にとって非常に重要な選挙であり、介入されている可能性が高いと考えるのが当然であり、操作されていないか、十分に調査し審議するべきである。

#### 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があつたことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、これを適法なものとして認め、本件審査申立書の副本を市委員会に送付し、市委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させるとともに、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

ところで、選挙の効力を争う争訟において、いかなる場合に選挙が無効とされるかは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項に規定されるように、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和60年（行ツ）第181号昭和61年2月18日第三小法廷判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう」（最高裁判所昭和29年（オ）第153号同年9月24日第二小法廷判決）とされている。

これらを踏まえ、当委員会が行った審理の結果は次のとおりである。

#### 1 審査の申立ての理由1について

公選法は、選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを目的としており、公選法に基づいて執行される選挙は、その目的が達せられるよう、詳細な手續が定められている。

そこで、本件選挙について、市委員会から提出のあつた選挙録、投票録及び期日前投票録等の物件によると、各管理者のもとで各立会人の立会の上、適正に執行されていることが確認できた。

また、公選法第6条の規定では、選挙管理委員会は選挙の結果について選挙人に速やかに知らせよう努めなければならないとされているが、具体的にどの程度の法的義務を負うかは必ずしも明確ではなく、それぞれの選挙を管理する選挙管理機関が、開票の際その状況を直接あるいは報道機関を通じて発表しているいわゆる速報を法文上明文化したものと解される。

この点について、市委員会は、本件選挙における開票の際に報道機関を通じて発表するとともに、ホームページ上においても発表していた。

したがって、ホームページに申立人の求める情報が掲載されていないことを論拠として、相応の理由もなく市委員会の選挙の管理執行の手續に瑕疵があつた、もしくは、市委員会内部において工作を行ったとする申立人の主張は、憶測の域を出ない独自の見解であり、具体的な主張立証がない以上、これを採用することはできない。

#### 2 審査の申立ての理由2について

公選法第44条第2項の規定において、選挙人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができないとされている。これは、投票しようとする者が選挙人名簿に登録されている者であるか、また選挙人名簿に登録されている選挙人本人であるかどうかを確認するために定められた規定であり、この確認を的確かつ円滑に行うため、市町村選挙管理委員会は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「公選令」という。）第31条第1項の規定に基づき、投票所入場券を選挙人に交付するよう努めなければならないとされている。

そして、公選法第50条第1項の規定により、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認できないときは、本人である旨の宣言をさせ、その宣言をしない者は、投票をすることができないとされている。

そこで、市委員会から提出を受けた期日前投票録を確認したところ、期日前投票所において、申立人の主張するような事案はなく、期日前投票立会人の立会いのもと適正に執行されており、何ら瑕疵はない。

申立人の、他人の投票券を持参し複数回投票している者がいる可能性があるとの主張は根拠及び証拠がなく、憶測の域を出ない独自の主張であり、採用することはできない。

そして、申立人は、全投票の筆跡鑑定を求めているが、当委員会は、投票の秘密保持の原則上、そのような調査を行うべきではなく、また、行う理由もないものとして、これを採用しない。

3 審査の申立ての理由3について

公選令第49条の7の規定により読み替えて適用する公選令第43条の規定では、期日前投票所の投票箱を閉鎖すべき場合においては、期日前投票管理者は、当該投票箱の蓋を閉じ、鍵をかけた上、一の鍵は期日前投票管理者の指定した期日前投票立会人が封印をし、他の鍵は期日前投票管理者が封印をしなければならぬとされている。

そして、鍵は封印された状態で期日前投票立会人の管理のもと市町村の選挙管理委員会で保管され、その翌日期日前投票所を開く時刻になったとき、期日前投票管理者が、当該封筒等に不備がないか確認のうえ、開封することとされている。

また、公選法第48条の2第5項の規定により読み替えて適用する公選法第55条の規定により、期日前投票所の投票箱は期日前投票期間の末日に期日前投票管理者から市町村の選挙管理委員会へ、選挙当日には市町村の選挙管理委員会から開票管理者へ送致され、その際に当該投票箱等に不備がないか確認される。

そこで、市委員会から提出のあった期日前投票に係る投票事務取扱要領、期日前投票録、投票箱等送致書及び選挙録を確認したところ、適正に管理されていたことが確認できた。

よって、申立人の期日前投票における票の入替えが行われたとの主張は根拠及び証拠がなく、憶測の域を出ない独自の主張であり、採用することはできない。

4 審査の申立ての理由4について

上記1のとおり、市委員会の提出した物件により、本件選挙は適正に執行されていることが確認できたことから、申立人の第三者の介入によって本件選挙の結果が操作されているとの主張は、根拠及び証拠がなく、憶測の域を出ない独自の主張であり、採用することはできない。

5 結論

以上のとおり、申立人に係る審査の申立て、即ち、本件選挙が無効であるとの主張は、いずれもその理由を欠くものであり、認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成30年6月22日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

**収用委員会事項**

沖縄県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年7月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市宇世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市字数久田前平原	667番	畑	山林	342	339.78	9.12	注



注 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のPRN4、N266+5.0R1、N266+5.0R2、PRN5、145及びPRN4の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、登記記録の表題部所有者 75番地大城安次 又はその相続人	不明

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年6月14日

沖縄県収用委員会告示第8号

使用しようとする土地 名護市字数久田前平原667番

土地所有者 不明ただし、登記表題部所有者大城安次 住所不明 又はその相続人 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

一般国道58号改築工事（名護東道路）裁決申請等事件その2に係る平成30年6月18日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成30年7月27日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年7月6日

沖縄県収用委員会

そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年7月6日

沖縄県市町村職員共済組合

理事長 野 国 昌 春

損益計算書の要旨

（単位：千円）

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過 長期	経過 長期 預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(収入)											
負担金	4,012,323	10,305,534	540,847	67,869		158,055	141,440				
掛金	3,984,746	6,415,820	540,842				137,608				
利息及び配当金	407				65,093	104	8,059	318	209,391	59,029	0
その他の収入	950,800					77,525	9,000	8,712		295	
他経理から繰入金						29,178					
前年度支払準備金	672,735										
計	9,621,010	16,721,353	1,081,689	67,869	65,093	264,861	296,107	9,030	209,391	59,394	0
(支出)											
給付金	4,607,973										
役員給与						94,602	29,139	15,891	16,535	5,454	
旅費・事務費						16,108	6,057		2,527	392	
委託費						2,236	236		113	52	
支払利息					65,093				127,502	48,444	
連合会分担金						25,798	3,114				

連合会払込金	95,552	16,721,353	1,081,689	67,869		70,248					3,063	
前期高齢者納付金	1,470,214											
後期高齢者拠出金	1,456,206											
老人保健拠出金	25											
退職者給付拠出金	84,261											
他経理へ繰入金	29,178											
その他の支出	1,347,398					32,434	286,714	14,201	6,670	2,220		
次年度支払準備金	691,883											
計	9,782,689	16,721,353	1,081,689	67,869	65,093	241,425	325,260	30,092	153,347	59,626	0	
差引当期利益金又は当期損失(△)	△161,679	0	0	0	0	23,436	△29,153	△21,062	56,044	△302	0	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	経過の長期 預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産)											
流動資産	1,355,385	1,033,739	70,725	544	54,753	258,513	1,208,981	442,346	3,625,101	100,844	0
固定資産					3,296,212	0		289,866	12,256,455	2,435,690	
繰延資産											
資産合計	1,355,385	1,033,739	70,725	544	3,350,965	258,514	1,208,981	732,212	15,881,556	2,536,534	0
(負債)											
流動負債	374,071	1,033,739	70,725	544		7,542	177,901	21	14,450,382	1,176	
固定負債	691,883				3,350,965	98,346	35,726	80,541	14,487	2,230,354	
負債合計	1,065,954	1,033,739	70,725	544	3,350,965	105,889	213,627	80,562	14,464,869	2,231,530	0
(純資産)											
欠損金											
利益剰余金	289,431					152,625	995,355	651,651	1,416,687	305,004	0
純資産合計	289,431	0	0	0	0	152,625	995,355	651,651	1,416,687	305,004	0
負債・純資産合計	1,355,385	1,033,739	70,725	544	3,350,965	258,514	1,208,981	732,212	15,881,556	2,536,534	0

(注) 四捨五入により、合計と一致しない場合があります。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--